

# 土浦市男女共同参画推進計画の愛称を募集!

市では、性別にかかわらずお互いを尊重し個性と能力が発揮できる社会をめざし、現在、「第3次土浦市男女共同参画推進計画」を策定中です。この計画に、多くのみなさんが関心を持っていただけるよう、愛称(セカンドネーム)を募集します。

なお、この計画は、市ホームページ、下記応募用紙の置いてある場所でご覧いただけます。

**申問** 男女共同参画課

(〒300-0036 大和町9-2ウララ2 7階)

☎827-1107 FAX827-1234 ✉tcwc1107@jcom.home.ne.jp

計画にぴったりな、  
覚えやすく親しみやすい  
愛称をご応募ください!



応募規定/おおおね20字以内。未発表のものに限る。

応募資格/どなたでも。

応募方法/①愛称、②愛称の説明、③住所、④氏名、  
⑤電話番号、⑥年齢、⑦職業を記入のうえ、郵送、  
ファクス、メールで

※応募用紙は、本庁舎案内・情報資料室、男女共同参画課、各支所・出張所、各地区公民館にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

応募締切/1月7日(金)(当日消印有効)

選考/つちうら女性プラン21推進委員会で決定

◎入賞した愛称は、広報紙とホームページに掲載します。

## パブリックコメント実施中!

計画に対するみなさんのご意見も募集しています!詳しくは、お問い合わせください。

# 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

償却資産とは、個人または法人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など(土地・家屋を除く)のことです。平成23年1月1日現在で償却資産を所有されている方は、申告が必要になりますので、1月31日(月)までに申告してください。

なお、申告された償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

☎課税課家屋係(☎826-1111 内線2337、2260)

## □償却資産の対象となるもの(業種別の例)

～ 共通 ～	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯科)業、獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備等の外構工事、受変電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類

## □申告が必要な方/

- 1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 1月1日現在、市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

## □申告期限/1月31日(月)

□申告方法/昨年まで申告されている方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。事業を始めた方、新たに申告される方は、1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。

昨年申告された方には申告用紙を郵送していますが、新たに申告される方や、申告用紙が届かない方は、お手数でもご連絡ください。

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。